

## 地域再生基本方針の一部変更について

〔平成25年6月18日  
閣議決定〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1の1）中「都市再生」の次に「、中心市街地活性化」を加える。

3の3）中「推進」の次に次のように加える。

また、地域において特定政策課題に取り組む上で、各種施策の選択・利用が容易になるように、別表においてこれらの特定政策課題と地域再生計画に連動する施策との関係を明示する。

5の2）中③を削り、④を③とする。

別表を別紙のように改める。